

# 騒音(振動)発生施設

騒音・振動規制法の届出をすれば、当該施設の県条例の届出は不要

騒音・振動規制法は、可動式の施設は届出の対象外であるが、県条例は対象

施設名又は作業名	NO	騒音規制法対象施設	NO	兵庫県条例対象施設
圧延機械	1-I	原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のもの	1	動力が22.5kw以上のもの
製管機械	1-II	すべてのもの	2	すべてのもの
ベンディングマシン	1-III	ロール式に限る 原動機の定格出力が3.75kw以上のもの	3	動力が3.75kw以上のもの
液圧プレス	1-IV	すべてのもの(矯正プレスを除く)	4	すべてのもの(矯正プレスを除く)
機械プレス	1-V	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のもの	5	呼び加圧能力が30トン以上のもの
せん断機	1-VI	原動機の定格出力が3.75kw以上のもの	6	動力が3.75kw以上のもの
鍛造機	1-VII	すべてのもの	7	すべてのもの
ワイヤーフォージングマシン	1-VIII	すべてのもの	8	すべてのもの
プラスト	1-IX	タンプラスト以外のもの(密閉式のものを除く)	9	すべてのもの
タンプラー	1-X	すべてのもの	10	すべてのもの
切断機	1-XI	砥石を用いるものに限る(移動型含む)	-	(NO.32 グラインダーに含む)
空気圧縮機	2	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	-	(NO.11 圧縮機に含む)
圧縮機	-	(NO.2 空気圧縮機のみが対象施設)	11	動力が7.5kw以上のもの (空調機・冷凍機等も対象)
送風機	2	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	12	動力が3.75kw以上のもの
破碎機	3	土石用又は鉱物用に限る 原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	13	すべてのもの(土石用・鉱物用・食料品・飼料・肥料製造用は動力が7.5kw以上のもの)
ふるい機			14	動力が7.5kw以上のもの
分級機				
織機	4	原動機を用いるもの	15	原動機を用いるもの
コンクリートプラント	5-I	建設用機械 気ほうコンクリートプラントを除く 混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のもの	16	すべてのもの
アスファルトプラント	5-II	建設用機械 混練機の混練重量が200kg以上のもの	17	すべてのもの
穀物用製粉機	6	ロール式のもの 原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	-	(NO.34 ロール機に含む)
ドラムパーカー	7-I	すべてのもの	18	すべてのもの
チッパー	7-II	原動機の定格出力が2.25kw以上のもの	19	すべてのもの
碎木機	7-III	すべてのもの	20	すべてのもの
帯のこ盤	7-IV	製材用のもの 原動機の定格出力が15kw以上のもの	-	(NO.21 動力のこぎりに含む)
丸のこ盤	7-V	木工用のもの 原動機の定格出力が2.25kw以上のもの	-	
動力のこぎり機	-	(NO.7-II, IIIのこ盤のみが対象施設)	21	動力が0.75kw以上のもの
動力かんな盤	7-VI	原動機の定格出力が2.25kw以上のもの	22	動力が0.75kw以上のもの
抄紙機	8	すべてのもの	23	すべてのもの
印刷機械	9	原動機を使用するもの	24	原動機を使用するもの
合成樹脂用射出成形機	10	すべてのもの	25	すべてのもの
鋳造型機	11	ジョルト式のもの	26	すべてのもの
ディーゼル又はガソリンエンジン			27	出力が3.75kw以上のもの
工業マシン			28	同一建物に10台以上設置するもの
ニューマチックハンマー			29	すべてのもの
コンクリート管、コンクリート柱、コンクリートブロックの製造機			30	すべてのもの
金属用打抜機			31	動力が2.25kw以上のもの
グラインダー(サンダー及び切断機を含む)			32	工具用研磨機を除く
工業用ミキサー			33	すべてのもの
ロール機(破碎機及び摩砕機を除く)			34	すべてのもの
重油バーナー			35	重油使用量が15 /h以上のもの
ゴム、皮、合成樹脂の打抜機又は裁断機			36	すべてのもの
スチームクリーナー			37	すべてのもの
金属工作機械			38	同一建物内に5台以上設置するもの
石材引割機			39	すべてのもの

工場立地法に定める特記施設(騒音規制法に同じ)

施設名又は作業名	NO	騒音規制法対象施設	NO	兵庫県条例対象施設
ドラム缶洗浄機			40	すべてのもの
風力発電設備			41	出力が20kw以上のもの
# 板金又は製缶の作業			42	厚さ0.5mm以上の金属板を加工するもの
# 鉄骨又は橋梁の組立作業			43	すべてのもの
# 建設材料置場における運搬作業 (動力を用いる機械を使用する作業に限る)			44	土砂石の材料置場であって1カ月以上使用するもの

## 振動発生施設 (法律・県条例)

施設名又は作業名	NO	振動規制法対象施設	NO	兵庫県条例対象施設
液圧プレス	金属加工機械	1-I 矯正プレスを除く	1	矯正プレスを除く
機械プレス		1-II すべてのもの		すべてのもの
せん断機		1-III 原動機の定格出力が1kw以上のもの		原動機の定格出力が1kw以上のもの
鍛造機		1-IV すべてのもの		すべてのもの
ワイヤフォーミングマシン		1-V 原動機の定格出力が37.5kw以上のもの		原動機の定格出力が37.5kw以上のもの
打抜機		-		原動機の定格出力が2.2kw以上のもの
製管機械		-		すべてのもの
圧延機械		-		原動機の定格出力が22.5kw以上のもの
圧縮機 (冷凍用・空調用除く)	2	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	2	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
破砕機・摩砕機 ふるい機・分級機	3	土石用又は鉱物用に限る 原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	3	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
織機	4	原動機を用いるもの	4	原動機を用いるもの
コンクリートブロック マシン	5	原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のもの	5	すべてのもの コンクリートブロックの製造機械を含む
コンクリート管及び コンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が10kw以上のもの		すべてのもの
ドラムバーカー	木材加工機械	すべてのもの	6	すべてのもの
チップパー		原動機の定格出力が2.2kw以上のもの		すべてのもの
印刷機械	7	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの	7	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの
ゴム練用又は 合成樹脂練用ロール機	8	カレンダーロール機以外のもの 原動機の定格出力が30kw以上のもの	8	カレンダーロール機以外のもの 原動機の定格出力が30kw以上のもの
合成樹脂用射出成形機	9	すべてのもの	9	すべてのもの
鋳型造型機	10	ジョルト式のもの	10	すべてのもの